

生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の  
令和元年度（平成31年度）における輸入基準数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の5第1項第2号の規定に基づき、令和元年度（平成31年度）における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

## 記

品名	区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
生鮮等牛肉	輸入基準数量	※86,020 トン	※171,475 トン	※255,016 トン	326,485 トン
	協定対象外 輸入基準数量	※40,764 トン	※83,735 トン	※123,725 トン	158,518 トン
冷凍牛肉	輸入基準数量	※105,413 トン	※225,345 トン	※318,122 トン	398,627 トン
	協定対象外 輸入基準数量	※37,317 トン	※81,213 トン	※116,424 トン	142,124 トン

## 【備考】

- ・「生鮮等牛肉」及び「冷凍牛肉」は、関税暫定措置法第7条の5第1項に規定する物品。
  - ・各協定対象外輸入基準数量は、各物品の全世界からの輸入数量から、経済連携協定の原産品及び締約国産物品に係る輸入数量（EPA適用分相当）を控除した数量を基に算出。
  - ・第4四半期の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、同項第2号に規定する当該年度の「第2号に係る輸入基準数量」及び「第2号に係る協定対象外輸入基準数量」。
- ※第1四半期から第3四半期までの輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、平成31年3月31日に公表済み。